

行田羽生資源環境組合契約規則

令和4年4月1日

規則第18号

目次

- 第1章 総則（第1条－第11条）
- 第2章 一般競争入札（第12条－第22条）
- 第3章 指名競争入札（第23条－第25条）
- 第4章 随意契約（第26条－第28条）
- 第5章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 組合の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（契約書の作成）

第2条 契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 契約の履行期限及び場所
- (4) 契約保証金
- (5) 前金払をしようとするときは、その旨及び前金払の率又は金額
- (6) 契約金の支払の時期及び方法
- (7) 契約違反の場合における損害の賠償、違約金の納付その他の措置
- (8) その他必要な事項

（契約書の省略）

第3条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、そ

の契約金額が50万円を超えないとき。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 不動産、用益物権又は無体財産権の売買、賃貸借等の契約

イ 土地又は家屋の買収によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転補償及び営業補償その他の補償に係る契約

ウ 業務の委託契約（除草、掘削並びに工事の施工に係る調査、測量及び設計の委託契約を除く。）

(2) 物品売払いの場合であって、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

(3) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これに類する物品を購入するとき。

(4) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。

(5) その他管理者において特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 市長は、前項第1号に該当する場合であって、契約金額が10万円以上の契約をするときは、前条各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した請書その他これに類する書類を相手方から徴さなければならない。

(契約保証金)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の16に規定する規則で定める契約保証金の率は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札に付した場合は、契約金額の100分の10以上

(2) 指名競争入札に付し、又は随意契約による場合は、契約金額の100分の5以上

2 契約保証金は、契約上の義務が履行された後、請求により還付する。

3 契約の変更により契約金額に減少があった場合において、契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

4 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項に規定する管理者が确实と認める担保は、次のとおりとする。

(1) 政府の保証のある証券

(2) 銀行等（銀行又は管理者が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及

び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。））が振り出し若しくは支払保証をした小切手又は銀行等が引き受け、保証若しくは裏書をした手形

(3) 銀行等に対する定期預金債権

(4) 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（第10条第2項第1号において「保証事業会社」という。））の保証

5 前項各号に掲げる担保の価値は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に定める証券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行金額）

(2) 前項第2号に定める小切手又は手形 小切手金額又は手形金額

(3) 前項第3号に定める債権 当該債権証書に記載された債権金額

(4) 前項第4号に定める保証 その保証する金額

（契約保証金の納付免除）

第5条 管理者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(契約の解除)

第6条 管理者は、契約を締結した相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 期限内に正当な理由なく契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
- (2) 契約履行の着手を正当な理由なく遅延したとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 契約履行に際し組合関係職員の指揮監督に従わず、又はその職務を妨害したとき。
- (5) その他契約事項に違反したとき。

(契約解除の措置)

第7条 管理者は、前条の規定により契約を解除したときは、契約を締結した相手方の費用をもって既成部分の取除き又は搬入材料若しくは既納物件の引取りをさせなければならない。ただし、管理者において必要があると認めるときは、適当な代償を交付して、これを組合の所有とすることができる。

(代理人)

第8条 代理人をして入札又は契約をさせようとする者は、委任状をもってこれを証明しなければならない。

(監督員等の指定)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査を行う職員及びこれを補助する職員は、管理者が指定する。

(前金払)

第10条 管理者は、財政上支障がないと認めた場合に限り、令附則第7条の前金払をすることができる。

2 前項の前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 組合との間の工事請負契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費に充てたとき。

(代価の部分払)

第11条 契約により工事の既成部分又は物件の既納部分に対し、完成前又は完納前においてもその代価の一部を支払うことができる。

2 前項に規定する支払金の額は、工事については既成部分に対する代価の100分の90以内の額、物件についてはその既納部分に対する代価を超えない額としなければならない。ただし、性質上分離することができる工事又は製造における完成部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

第2章 一般競争入札

(入札の参加排除)

第12条 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、その者をその事実があった後3年以内において管理者が定める期間一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(公告)

第13条 令第167条の6の規定による公告は、入札期日の前日から起算して10日前までに掲示その他の方法で行うものとする。ただし、急を要する場合には、入札期日の5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

第14条 前条に規定する公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争入札を行う場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(入札保証金)

第15条 令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率は、見積金額の100分の5以上とする。

2 入札保証金は、入札の終了後これを還付する。ただし、落札者の入札保証金は、

契約保証金に充当するものとする。

- 3 第4条第4項（同項第4号を除く。）及び同条第5項（同項第4号を除く。）の規定は、第1項の入札保証金の納付に代えて担保を徴する場合に、これを準用する。

（入札保証金の納付免除）

第16条 管理者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) その他管理者が特別に必要があると認めるとき。

- 2 一般競争入札に参加しようとする者は、前項第1号の規定により入札保証金を免除されたときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を組合に提出しなければならない。

（入札方法）

第17条 入札しようとする者は、入札書に必要な事項を記載して記名押印の上封書にし、入札保証金を要するものについては、その領収書を添付して、所定の場所及び所定の日時に提出しなければならない。

（入札の変更等）

第18条 管理者は、必要と認めるときは、入札を延期し、停止し、又は中止することができる。

- 2 管理者は、入札に不正があると認めるときは、入札を取り消すことができる。
- 3 前2項の場合において、組合は、入札者が損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

（予定価格等）

第19条 一般競争入札に付する場合において、予定価格を定め、特に最低制限価格、調査基準価格（工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格をいう。以下この項において同じ。）又は失格基準価格（工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないと認める場合の基準となる価格をいう。以下この項において同じ。）を定めたときは、当該予定価格及び最低制限価格、調査基準価格又は失格基準価格を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 前項の規定により予定価格を定める場合は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

（入札の無効）

第20条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたもの
- (2) 入札が不正の行為によってなされたもの
- (3) 入札者の押印のない入札書によるもの
- (4) 記載事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (5) 入札人又はその代理人が同一事項に対し2通以上の入札をした場合において、その者がした全ての入札
- (6) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (7) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- (8) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(契約の締結)

第21条 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者の決定は、その効力を失うものとする。

(再入札)

第22条 入札者若しくは落札者がいない場合又は前条第2項の規定により落札者の決定が失効した場合は、再入札を行う。この場合において、第13条の規定にかかわらず、再入札の公告の期間を短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加資格)

第23条 令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格は、別に定める。

(入札参加者の指名等)

第24条 管理者は、指名競争入札に付そうとするときは、入札に参加させようとする者を3人以上指名するものとする。

2 前項の場合において、管理者は、入札期日の前日から起算して3日前までに第14条各号に掲げる事項を入札参加者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第25条 第12条及び第15条から第22条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第15条第1項中「100分の5」とあるのは「100分の1」と、第16条第1項第2号中「第167条の5」とあるのは「第167条の11」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(見積書の徴収)

第26条 管理者は、随意契約によろうとするときは、特別の場合を除くほか、2人以上の者から見積書を徴収しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により見積書を徴収するときは、あらかじめ第19条第2

項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

(随意契約によることができる予定価格)

第27条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。

(随意契約の手続)

第28条 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した場合において、契約の相手方となったものの名称、契約の相手方とした理由、契約金額等の契約の締結状況について公表すること。

第5章 雑則

(雑則)

第29条 この規則に定めるもののほか、契約の事務手続に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第27条関係)

(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) (1)から(5)までに掲げるもの以外のもの	50万円